

静岡県告示第528号

基準不適合土砂等の盛土等の措置に関する要綱（令和4年静岡県告示第304号）の一部を次のように改正する。

令和7年7月18日

静岡県知事 鈴木 康 友

改正前	改正後
<u>基準不適合土砂等の盛土等の措置に関する要綱</u> 第1 趣旨 この要綱は、<u>静岡県盛土等の規制に関する条例</u>（令和4年静岡県条例第20号。以下「条例」という。）第8条第1項第3号に規定する生活環境の保全上の支障を防止するための措置の確認に関し必要な事項を定めるものとする。 第2 定義 (1) この要綱において「<u>基準不適合土砂等</u>」とは、別表1に掲げる物質の種類について条例第7条に規定する<u>土砂基準</u>（以下単に「<u>土砂基準</u>」という。）に適合しない<u>土砂等</u>であって、<u>土砂基準</u>に適合しない状態が専ら自然に由来すると認められるものをいう。 (2) この要綱において「国土交通省マニュアル」とは、「<u>建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル（暫定版）</u>」（平成22年3月 <u>建設工事における自然由来重金属等含有土砂への対応マニュアル検討委員会</u>）をいう。 第3 生活環境の保全上の支障を防止するための措置 条例第8条第1項第3号の生活環境の保全上の支障を防止するための措置（以下「生活環境保全措置」という。）とは、<u>基準不適合土砂等</u>による周辺の土地の土壌及び地下水の汚染を防止する措置であって、次のいずれかに該	<u>基準不適合土石の盛土等の措置に関する要綱</u> 第1 趣旨 この要綱は、<u>静岡県盛土等による環境の汚染の防止に関する条例</u>（令和4年静岡県条例第20号。以下「条例」という。）第8条第1項第3号に規定する生活環境の保全上の支障を防止するための措置の確認に関し必要な事項を定めるものとする。 第2 定義 (1) この要綱において「<u>基準不適合土石</u>」とは、別表1に掲げる物質の種類について条例第7条に規定する<u>土石基準</u>（以下単に「<u>土石基準</u>」という。）に適合しない<u>土石</u>であって、<u>土石基準</u>に適合しない状態が専ら自然に由来すると認められるものをいう。 (2) この要綱において「国土交通省マニュアル」とは、「<u>建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル（2023年版）</u>」（令和5年3月29日 <u>建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル改訂委員会</u>）をいう。 第3 生活環境の保全上の支障を防止するための措置 条例第8条第1項第3号の生活環境の保全上の支障を防止するための措置（以下「生活環境保全措置」という。）とは、<u>基準不適合土石</u>による周辺の土地の土壌及び地下水の汚染を防止する措置であって、次のいずれかに該

該当するものとする。

- (1) 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第40条に規定する方法により実施するものであって、別表第2に掲げる措置
- (2) （略）
- (3) 汚染土壤処理業に関する省令（平成21年環境省令第10号）第1条第5号イに規定する自然由来等土壤構造物利用施設に係る同令第4条及び第5条の基準を満たす措置（水銀及びその化合物に係る基準不適合土砂等に係る措置を除く。）

第4 知事が適切と認める基準

- 1 知事は、基準不適合土砂等を用いて盛土等を行おうとする者が講ずる生活環境保全措置が次の(1)から(4)までの事項のいずれにも該当する場合には、当該生活環境保全措置を適切と認めるものとする。
 - (1) 土壤汚染対策法施行規則第2条に規定する方法もしくは国土交通省マニュアルに定める方法により基準不適合土砂等の状況を調査したものであること。
 - (2)～(4) （略）
- 2 基準不適合土砂等を用いて行おうとする盛土等が、土地の造成その他の事業の実施に係る許認可等の手続において認められた事業の区域において採取された土砂等のみを用いて当該事業の区域において行われるものでない場合にあっては、1の規定にかかわらず、知事は、生活環境保全措置を適切と認めないものとする。

第5 生活環境保全措置の確認の方法

- 1 生活環境保全措置を行おうとする者は、その措置内容が第4に定める基準に適合するものであることについて、次に掲げる事項を記載した書類を提出して知事の

当するものとする。

- (1) 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第40条に規定する方法により実施するものであって、別表2に掲げる措置
- (2) （略）
- (3) 汚染土壤処理業に関する省令（平成21年環境省令第10号）第1条第5号イに規定する自然由来等土壤構造物利用施設に係る同令第4条及び第5条の基準を満たす措置（水銀及びその化合物に係る基準不適合土石に係る措置を除く。）

第4 知事が適切と認める基準

- 1 知事は、基準不適合土石を用いて盛土等を行おうとする者が講ずる生活環境保全措置が次の(1)から(4)までの事項のいずれにも該当する場合には、当該生活環境保全措置を適切と認めるものとする。
 - (1) 土壤汚染対策法施行規則第2条に規定する方法もしくは国土交通省マニュアルに定める方法により基準不適合土石の状況を調査したものであること。
 - (2)～(4) （略）
- 2 基準不適合土石を用いて行おうとする盛土等が、土地の造成その他の事業の実施に係る許認可等の手続において認められた事業の区域において採取された土石のみを用いて当該事業の区域において行われるものでない場合にあっては、1の規定にかかわらず、知事は、生活環境保全措置を適切と認めないものとする。

第5 生活環境保全措置の確認の方法

- 1 生活環境保全措置を行おうとする者は、その措置内容が第4に定める基準に適合するものであることについて、次に掲げる事項を記載した書類を提出して知事の

確認を受けるものとする。 (1)～(3) (略) (4) 生活環境保全措置に供される<u>基準不適合土砂等</u>の量 (5) 採取場所における<u>基準不適合土砂等</u>の状況及びその調査方法（基準不適合となった物質の種類、基準の種類及びその濃度） (6)～(10) (略) 2・3 (略) 第6 (略) 別表1 (略) 別表2 (略) 例示様式1 生活環境保全措置の基準適合確認について (略) <u>基準不適合土砂等の盛土等の措置に関する要綱</u>第5の規定により、次のとおり、措置の内容を提出します。 <table border="1"> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td>生活環境保全措置に供される<u>基準不適合土砂等</u>の量</td><td></td></tr> <tr> <td>採取場所における<u>基準不適合土砂等</u>の状況及びその調査方法</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> </table>	(略)		生活環境保全措置に供される <u>基準不適合土砂等</u> の量		採取場所における <u>基準不適合土砂等</u> の状況及びその調査方法	(略)	(略)		確認を受けるものとする。 (1)～(3) (略) (4) 生活環境保全措置に供される<u>基準不適合土石</u>の量 (5) 採取場所における<u>基準不適合土石</u>の状況及びその調査方法（基準不適合となった物質の種類、基準の種類及びその濃度） (6)～(10) (略) 2・3 (略) 第6 (略) 別表1 (略) 別表2 (略) 例示様式1 生活環境保全措置の基準適合確認について (略) <u>基準不適合土石の盛土等の措置に関する要綱</u>第5の規定により、次のとおり、措置の内容を提出します。 <table border="1"> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td>生活環境保全措置に供される<u>基準不適合土石</u>の量</td><td></td></tr> <tr> <td>採取場所における<u>基準不適合土石</u>の状況及びその調査方法</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> </table>	(略)		生活環境保全措置に供される <u>基準不適合土石</u> の量		採取場所における <u>基準不適合土石</u> の状況及びその調査方法	(略)	(略)	
(略)																	
生活環境保全措置に供される <u>基準不適合土砂等</u> の量																	
採取場所における <u>基準不適合土砂等</u> の状況及びその調査方法	(略)																
(略)																	
(略)																	
生活環境保全措置に供される <u>基準不適合土石</u> の量																	
採取場所における <u>基準不適合土石</u> の状況及びその調査方法	(略)																
(略)																	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。